

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日本教職大学院協会年会費の特例措置に関する申合せ

(令和2年6月29日制定)

(令和2年12月21日改正)

(令和3年12月6日改正)

(令和4年11月22日改正)

(令和6年1月26日改正)

(令和6年12月11日改正)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置として、日本教職大学院協会会費等細則（平成21年2月16日制定）第2条に関わらず、令和2年度から令和7年度に係る年会費を15万円とする。

附 則

- 1 この申合せは、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この申合せは、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年12月21日）

- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月6日）

- 1 この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月22日）

- 1 この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月26日）

- 1 この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月11日）

- 1 この申合せは、令和7年4月1日から施行する。